

定年引上げに係る職員の給与制度について

項 目	内 容
給料	【役職定年制に伴う降任等がない場合】 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日（特定日）以後に適用される級号給の 7 割水準 【役職定年制に伴う降任等がある場合】 役職定年制による降任等（地公法第 28 条の 2 に基づく降任等）をされた日の前日に受けていた給料月額の 7 割水準（各級の最高号給の給料月額を上限） ※7 割水準の対象外 ・役職定年制の適用除外となる職員：医師、歯科医師 ・法律により任期を定めて任用される職員
経過措置適用者等の取扱い	・経過措置（保育士・幼稚園教員）及び現給保障（事務転任等・研究職）適用者は、経過措置額又は現給保障額の 7 割水準
昇給	・60 歳以下職員と同様（相対評価区分が上位である場合のみ 1 号給昇給）
地域手当・超過勤務手当・夜間勤務手当・期末手当・勤勉手当・教職調整額	・算定の基礎となる給料月額が 7 割水準になることに連動した額
給料の調整額・初任給調整手当・義務教育等教員特別手当	・7 割水準の対象職員：60 歳以下職員の 7 割水準 ・7 割水準の対象外職員：60 歳以下職員と同様
扶養手当・住居手当・通勤手当・単身赴任手当・特殊勤務手当・宿日直手当・産業教育手当・定時制教育手当	・60 歳以下職員と同様

項 目	内 容
退職手当	【基本額】 ・退職時の給料月額（7割水準の対象職員は7割水準の額）を基に、定年退職等の場合の支給率表を適用し算定 【基本額に係る特例措置】 ・特定日から7割水準の給料月額となる場合及び役職定年制による降任等により給料月額が減額される場合を退職手当の基本額に係る特例措置の適用対象に追加 ・本市独自の事情（「平成 24 年給与制度改革」、「平成 27 年保育士等給料表切替等」又は「技能職員における事務職員等又は事業担当主事への転任」）に伴う給料月額の減額による特例措置の適用となった場合で、かつ特定日に7割水準の対象となる場合に限り、特例措置を2回適用 【定年前早期退職の特例措置】 ・当分の間、現行制度下で対象となる年齢と割増率を維持ただし、希望退職以外の退職の場合は、60歳以降も加算対象に追加 【調整額】 ・役職定年制による降任等となった場合、在職期間中の上位60月の区分で算定
旅費	・60歳以下職員と同様
定年前再任用短時間勤務職員	・現行の再任用短時間勤務職員と同様
暫定再任用職員（フルタイム・短時間）	・現行の再任用職員（フルタイム・短時間）と同様

※定年引上げに係る職員の給与水準については、当分の間の措置として実施し、定年引上げの完成前(令和13年3月31日まで)に所要の措置を順次講ずるものとする。